

<b>Title</b>	近世の障害者観について
<b>Author</b>	生瀬, 克己
<b>Citation</b>	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 11 卷, p.43-56.
<b>Issue Date</b>	1988-03
<b>ISSN</b>	0386-0973
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学同和問題研究会

# 近世の障害者観について

生 瀬 克 己

1. はじめに
2. 疎外の構造
3. 友愛の意義と限界
4. おわりに

## 1. はじめに

近世の障害者たちは、はげしい差別のなかを生きなければならなかった<sup>(1)</sup>。障害者にたいする、はげしい異和感をあらわにしていたり、ときには、敵意としか呼びよのないような態度をしめす場合さえあった。しかし、それだからといって、障害者と近世人の関係のすべてが、こうした疎外と敵意にみたされてしまっていたわけではなかった。それは、ひとりの人間としては、むしろ当然のことではあるのだが、友愛・友情にみちた関係もありえた。そして、こうした友愛・友情の対極に、障害者であるがゆえに、その生命の存在価値さえ否定されてしまうような苛烈な敵意=差別も、また同居していた。

そこで、障害者にたいする、こうした友愛・友情の構造とその範囲、敵意=差別の特徴といったものを確かめようというのが、本稿の課題であり、目的である。それは、結果として、近世における障害者観の特質をしめすことになるであろう。たがいに「にんげん」であるという共通認識を唯一の共同基盤<sup>(2)</sup>として構築されようとしてつつある人権理論が要請する現代の障害者観との相違が浮上してくるはずである。

## 2. 疎外の構造

障害者にたいする、いわゆる異和感は、武士、農・町人といった身分の相違

にかかわりなく存在していたと思われるが、それでも、それぞれの近世人における障害者観の「身分」的束縛という問題を忘れることはできない。まずは、こうした問題を検討することから始めることにしたい。

『武道張合大鑑』（巻之二）に「眼にかど闇の夜の蟻」という話がある<sup>(3)</sup>。城下に住む小禄の武士が町はずれの愛人をたずねての帰りみち、日頃、自家に入りしていた座頭の櫛都に出あうが、闇夜のために、あやまって、それとは気がつかず、この座頭を切り殺してしまう。この座頭を殺害してしまった大牧源蔵は、まず最初に、事件の現場となった屋敷の主に「籠相にて盲目をあやまって討し面目なさ、屋敷門前を汚したる申わけ」をいう。武士としての面目なさと、他家への詫びが、殺害された座頭にたいするすべてに優先している。

さて、この事件は、大牧の組頭をへて、自家の奉公人の「慮外」でもなければ、「内の者」を打捨にする場合にもあてはまらないということで、大牧の処刑をうかがいでることになった。その結果、大牧は「大事の御用にたつべき武士の所行にあらず」ということで俸禄を没収され、「縛首」の所存をもって「阿房弘」<sup>(4)</sup>にされることになったという。大牧がうけた処刑の実態は、かならずしも明らかではないが、彼が、こうした処刑を受けなければならなかった理由は明確にされている。

（前略）まづもって小知大知ともに其分限に應じて人馬をかゝゆること全く一分の為ならず、主よりの禄に應ずるはこれ武役のまさに嗜むべき所也、しかれば軍旅のとき禄の高をつもりて騎馬を配り、升形において人数をはかる儀は、武士たる者の覚悟古今に相違なき事、誰もなしたる所なり、しかるに禄不相応にして殊更夜分に、家来挑灯持の一人も召連ざる事知行盗人なり、その上討果す程の首尾に詞をかけず、眼あきらかなる女におとりたる盲目を籠忽に殺害仕る事、うろたへ者の仕業なり、大事の御用にたつべき武士の所業にあらず（後略）

大牧源蔵が処刑される理由は以上のようなものである。ひとことかというと、「武士」というに「ふさわしくない」のである。「ふさわしくない」理由は、ふたつある。そのひとつは、挑灯持を同行していなかったことが「知行盗人」にあたるというのである。もうひとつの理由は、「眼あきらかなる女におとりたる盲目」をあやまって殺してしまうというようなことは、「うろたへ者」の

することであり、武士にはあるまじきことであるとしている。

あるべき武士像がこまかくかたられているけれども、理不尽・不当に殺された座頭のことなどは、ただの一言もふれられていない。座頭の生命をうばうことなどは「籠忽」でしかないのである。それは、まちがいがなく、座頭が「眼あきらかなる女におとりたる盲目」と考えられる存在であったからにちがいない。座頭の生命よりも、武士としての体面や倫理性のほうが重要であったのだ。それが封建の論理であり、武士世界の論理でもあった。

寛政8（1706）年10月に、鳥取藩が出した触は、封建の倫理と秩序を象徴的にしめしている。<sup>(5)</sup>

農業ハ大切成事故、少しも怠り申間敷候、上を敬ひ、親に孝行を盡し、見を詰、我俣なく、他人ニても年かさのものへハ順ひ、婦人ハ夫を大切にいたし、家内睦敷暮すへし、且亦、後家・やもめ・病者にてたよる所なきものニハ村中申合、情をかけ可遣候（後略）

「婦人ハ夫を大切にいたし、家内睦敷暮すへし」と説かれる夫＝男への服従は、一夫一婦制の制度的保障とひきかえであったとしても、その「保障」の背後に、「オンナはオトコにオトル」とみる価値観が用意されていた。そして、こうした価値観のなかにおしこめられていた「五体満足」な女性と障害者（＝座頭）をくらべるとき、障害者＝座頭は、「眼あきらかなる女におとりたる盲目」と、価値的に序列化されるのである。

こうして「オトコ」→「オンナ」→「フグ」といった人間の序列がはりめぐらされていく。これは、いわば武士世界のことばではあるが、農・町人の世界とて、人間の価値的序列観と無関係ではありえなかった。つぎに、そのことについて考えてみよう。

江戸の町で、文化3（1820）年に、とんでもない事件がおこった。江戸・外神田御成道で書肆を営んでいた藤岡屋由蔵は、この事件について、

一寅二月中頃より承り候得ば、夜に鎗にていざり共を突殺し候よし、専之風聞にて浅草西福寺の脇に年久敷住居し候いざりなど一番に突殺され、

其外所々と申内、下谷より浅草辺夥敷、其後は平人も突れ候よし（後略）と伝えている<sup>(6)</sup>。殺人者の動機は、まったくわからない。動機がどのようなものであれ、闇夜に突然に人間の生命をうばいとるのであるから、これ以上、理不

尽なことではない。しかし、ここでは、そのことは別の問題にしておこう。ここで注意しておきたいことは、殺人の順序である。藤岡屋は、まず最初に「いざり（＝障害者）」がねらわれ、つぎに「平人（＝健常者）」がおそわれたと伝えている。ここに現れている殺害の順序に注目しておきたいのである。

なぜ、障害者は、「平人（＝健常者）」に先んじて、殺されねばならなかったのか。この事件に関する別の記録には、悲運の被害者たちの詳細が記されている。<sup>(7)</sup> それによって、それぞれの被害者たちについて、彼らが被害にあった日時、場所、姓名等をひろいあげて整理すると、以下のようになる。

文化3（1806）年・無差別殺人事件被害者一覧表

日 時	場 所	被害者の姓名年齢等
文化3年1月21日	浅草成田町	無宿いざり・名前不知 40才位
同 年1月23日	湯 島	下谷山崎町2丁目・盲目道心善心 60才位
同 年1月23日	海賊橋辺	宣順 68才
同 年1月25日	浅 草	非人躰の者 38～9才
同 年1月晦日	浅 草	盲人 40才位
同 年2月4日	相染橋上	福島町伊兵衛店・藤八 57才
同 年2月16日	市ケ谷	奥裕筆船橋久五郎中間・市助（年齢不明）
同 年2月16日	不知石町辺	本町阿部屋又兵衛方奉公人・佐兵衛（同上）
同 年2月中旬	安珍坂辺	中間躰の者（同上）
同 年2月27日	海賊橋上	無宿坊主・貞心 26才
同 年3月1日	江戸見坂下	無宿盲目坊主・京庵 32才
同 年3月6日	麴町山王町 往還辺	麴町7丁目幸蔵店居候・長助 50才
同 年同月同日	麴町1丁目 裏通り	浅草草原町5丁目清七店按摩盲人・哥清 45才
同 年同月同日	浅草東仲町 往還辺	浅草草原町5丁目忠蔵店町医師中斎弟子・ 宇助 25才

注）このほか7～8人が被害にあうが、難をのがれる。

この一覧表をながめてみると、ちょっとした特徴に気がつく。若干の事例を別にすれば障害者、無宿、非人躰の者、老人などがねらわれている。そして、この事件の記録者は、こうした被害状況を「所々にて突れたるもの数多ありけるが大方盲人居ざり杯下々なるものばかりにてよき人の突かれたる事なし」と特徴づけている。つまり、「よき人」でないことが被害者の条件であった。また、のちに、武家屋敷に奉公していたときに、鎗術をならいおぼえた広右衛門が犯人として逮捕されたとき、彼は「生たる人を突見申度」ためにやったと自白する。犯人の広右衛門もまた、「よき人」でないことを根拠にして、みずからの不当・理不尽な願望のいけにえを選んだのではないだろうか。

もし、このように考えることができるとすれば、武士世界においては、体面・倫理性のゆえに、障害者の生命をうばうことも、「麓忽」ゆえとかならずけられ、農・町人（＝庶民）のなかでは、「よき人」でないという理解のもとに、人（＝障害者・無宿・老人など）の生命を奪い取り、そうした行為の不当性が見失われる可能性をはらんでいたといえないであろうか。

近世の村や町にあって、きちんとした家業・家職を持つ人たちが、ここに言われている「よき人」に属するであろうことは容易に見当がつく。このような推測は、さきの藤岡屋由蔵の、最初に障害者が殺害され、つぎに「平人」の生命が奪われたという理解とも、「街談文々集要」の「よき人の突かれたる事なし」という認識とも符合するはずである。

それでは、「よき人」となるには、どのようにすればよいのであろうか。農民の場合について考えてみよう。幕府は、寛政（1789～1800）に「関八州御料所百姓共江御触書」を発するが、そこには

（前略）小百姓八十四五迄手習算術稽古致させ、生長ニハ農業出精忠孝実儀專一可致事<sup>(8)</sup>（後略）

と記されている。もちろん、直接には領主の農民支配のためということが動機であったにちがいないが、農民自身にとっても、合理的営農のために「手習算術稽古」が必要であったはずである。つまり、こうした「手習算術稽古」を前提としないような農民は、その理由がどのようなものであれ、自らの営農の零落の危機をさけることができず、それゆえに「よき人」からはみだす危険をせおっていたであろう。こうした危険は、商品経済の発達が顕著になっていった

近世中後期以後、とくに大きなものになっていたにちがいない。

町人として同じことであった。近世初期の教訓小説『為愚痴物語（巻五）』（寛文2年）のなかに「商人わが子に商の道をしゆる事<sup>(9)</sup>」という話がある。

（前略）みな有徳なる人の子ども、七つ八つより寺にのぼせ、はや十にもあまりぬかれれば、すこしの銀をわたし、かやうなるかみ、あるちはちや、あるひはいろいろのこまものなどをふりうりにさせ、いかにも身をへりくだけらせて、けだかきわざをかりにもなさず、おや其月々にさようきゝて、すこしも利分あれば、おやまた其利分ほど銀をわたし候ほどに、かねのかさほどなくまさりぬ、此子どもかねのおほくなるをおもしろしと思ひつきて、夜を日につぎかせぎしゆへに、二八あまりになり候へば、はや過分の銀もたぬ子供も候はず、たゞ今のわらんべも、はやくかぶんのかね候へども、二十よりうちはひろくあきなひをゆるさず、つゞにもあまり候へば、ぶんにしたがひ銀をわたし、ひろくあきなひをさせ候ほどに、すゑずゑの子供まで、みなうとくならずと云事なし（後略）

「つゞ」、つまり10才にもなれば、金銭をわたして商いをさせるほどに、典型的な商人教育がうたわれている。すべての商人が、そうであったかどうかは問題ではない。ここでいっているのは、商人にせよ、職人にせよ、それなりの知・技に倫理性が要求されたということである。

そうであるとすれば、家業（＝家職）に必要な、「手習算術稽古」や、それなりの知・技と倫理性をそなえた者が「よき人」であるということになる。その原因が身体・精神にあるにせよ、その社会的制約（＝差別）にあるにせよ、こうした意味での「よき人」の枠からはみだしたとき、「よき人」ではなくなるのだ。障害者、無宿（非人躰の者）、老人が、こうして「よき人」の枠外におかれるとき、これらの人たちの生命の価値さえ見失われがちになったということではなかっただろうか。その意味で、「よき人」とは、現実社会の再生産機構の維持に有効な存在でなければならない、といった形の、いわば倫理性にも強い影響をあたえている。

それだから、当人ががわの、「あきらめ」をもふくめて、自らが「よき人」の枠外におかれたことを納得しうる事情（たとえば、障害者＝労働不可能性、老人＝労働能力の低下といった形で）がみあたらないときには、事態は、もっと屈

折したものにならざるをえない。

たとえば『傾城風流杉盃・大坂之巻』には、「沖をこいだ夜ふねの物語、おぼゞの上唇にあぶら墨の作り鬚<sup>(10)</sup>」というエピソードがおさめられている。難波の無頼(＝無宿)の大将分で「かくれなきあばれもの」は「ゑたの小八郎」と名乗り、その子分けだの八介・きやらの弥市郎・三九の平内を合わせた四人は「病中組と名付けて悪性者の頭取、ふだんいろぢや屋けいせい町へはいくはいして」いたという。

無宿四人が「病中組」となりの、その頭目は「ゑたの小八郎」と名乗る。なんということであろうか。「ゑた」という存在が大きな差別を背負う存在であったことは、いまさら言うまでもない。「病中組」という命名にも、それなりの被差別を感じないではいられない。そうした「被差別」を自らに背負いこむことで、「よき人」の枠外にいる自己を誇示して、傾城町の色茶屋街を闊歩していたのである。傾城町もまた「よき人」のくらす日常世界とは別な空間(＝悪所)であることをおもうとき、彼ら無頼たちの屈折したあり方は、より、いっそう複雑なものとなる。

しかも、問題はそれだけではない。この彼らが、あるとき、四橋のあたりで夕立にあい繫留されていた肥舟に乗ってこぎますが、ある橋の上をとおりかかったとき、橋上にいた座頭が雷におどろいて、この舟の肥槽におちてしまう。いけだの八介は、この落下してくる座頭を雷とこころえて、座頭の太腿をきりおとし、女房とともに、唐辛子味噌で食べようとしたという。そして、船頭を先頭におおくの人びと(＝「よき人」)の追求にあったときも、八介は「せゝらわらひ、終に座頭を切たる覚なし、それがし平生の望みにて、かみなりを切て喰ふて見たいと心がけ、今日はしの下にて、かみなりの落る所を切ころし、ふともゝにたうがらしみそ付てくう所へ、何をじゃまをいひかくるぞ」とうそぶく。

八助が座頭を殺し、その人肉を食べようとした行為のなかに、座頭(＝障害者)にたいする、人間としての共感の完全な欠落と、それゆえに、完膚なきまでのイタブリが象徴化されているとあっていいであろう。そして、無頼たちがこうむる疎外が、他方では、障害者にたいするイタブリとなっていることも忘れてはなるまい。



このように考えてくると、同じく「よき人」の枠外におかれていたとしても、そのあり方は、たとえば無頼と障害者とは、大きく異なることを知っておかねばならないであろう。こうした状況を障害者ののがわからいうと、「よき人」の枠外に置かれるという疎外と、無頼たちのなかに象徴される屈折と疎外ゆえのイタブリという、いわば二重の陥穽をくぐりぬけねばならず、その生のいとなみは容易なことではなかったであろう。

### 3. 友愛の意義と限界

いささか極端なところから議論しすぎたかもしれない。というのは、近世民衆のなかに障害者への友愛と援助がはっきりと存在していたからである。江戸の川柳に「二か三か知レぬとごぜにさくられる<sup>(11)</sup>」とある。江戸だけではない。武蔵浦和連中選『其三季』には「龔に書て見せ見せ旅嘶し<sup>(12)</sup>」、甲府の『こぞのなつ』（寛政3年）にも「座頭坊に将棋さゝせつ冬籠<sup>(13)</sup>」とある。こうした友愛・援助をしめす句はすくなくない。

障害のある子供が、その将来を憂れえて捨てられるというようなこともあったが、そうした両親のありようを否定しようとする思想も存在した。「私可多咄」（三）に、

昔、へんどに子をうミて、是ハ鬼子なり、ころさんといひあへるを、そのかたはらに老人ありて、此さたをきゝ、鬼子とはいかやうなるものそととへハ、齒のはへて生れ出るものをいふとこたへたり。老人のいふ、はしめよりはの有ものを鬼子といはゝ、かミをゆふくしも鬼子か、それ人の齒ハ腎の有余にて、腎勢つよく生れつくものハ胎内よりはをもちて出る也、又女子に生れ出るもの陰穴なきものあり、おとろく事なく、いしやにたんかふすへし、れうちにて陰穴てくる也、又男子女子にかきらす、七ヶ月にて生るゝ子もそたつ也、又十五ヶ月にて生るゝ子も母共に堅固也、いつれもある事なれハ、心うく思ふましと、色々めつらしき事共いひて、かの鬼子といふをそたてさせければ、親に孝行其身無病、人にすくれ、あまつさへ富貴にして、百余才にて命おはりしとなり。

とある<sup>(14)</sup>。「親に孝行其身無病、人にすくれ」という範囲でしか、その存在価値をみつけえないという意味では、現代の視点からすれば、大きな限界があると

言わなければならない。しかし、時代が近世であることをおもいおこせば、この老人の「いつれもある事なれハ、心うく思ふまし」との発言の意義は大きいといえるはずである。『当世手打笑』の「うつけたる男買物する事」<sup>(15)</sup>は、

ぎやうさんうつけを使ふ人あり。買物をさするとて、「むさと買蓮とも、百の物を一文に付けるもならひじや。方々であたってみて買へよ」といひけり。ある見世にて、こたつを値切り、「負けませう」といふ。「それならば火をもたれ」といへば、たばこを出だす。火入れをやぐらの中へいれ、羽織を打ちかけて、「百の物を一文に付けるもならひ、まずあたってみて買はう」といふた。

となっており、「うつけたる男(=障害者)」の誤解・錯覚・失敗をテーマにした笑いであるが、こうした「うつけたる男(=障害者)」を「ぎやうさん」「使ふ人あり」というような条件が存在したことにこそ注目しておくべきであろう。

日常生活のなかで援助・救援をこころがけられ、「完全(=五体健全)」でない者にたいしても、その価値をみつけたそうとする営みがあり、障害者を承知のうで「使ふ人」もいた。それでも障害者にたいする圧倒的な差別の流れに抗して、あるがままの生命を肯定しようような人間観をはぐくむことは、現実の問題としては、きわめて困難であったといわねばならない。<sup>(16)</sup>

それどころか、こうした差別に抗するものを引き裂く何かが、はっきりと、その存在を主張しはじめる。たとえば、『軽口御前男(巻二)』の『父なし子』<sup>(17)</sup>である。

下女なれど、かたち人なみに、折々御客もあれば酌に出で、思ふ入たる人の付ざしを飲みけるに、ほどなく懐胎し、きのどくながら月を重ね、今朝やすやすと産み落し、みれば頭なく、手ばかりの子なり。人々ふしぎに思ひ、かの下女に尋ねければ、「別におぼへもなし。かの付ざしの時、肴に鯛を食べました」といへば、そばなる人申されしは、「さやうの夢もあるべし。上の町の又兵衛の内義は、大酒呑じゃが、さかづきなしに引つかたぶけ呑まれたれば、徳利子を生まれた」といはれた。

とある。もっとも、障害者が生まれることにたいする畏怖は、近世にはじまったわけではない。すくなくとも、13世紀には、障害児が生まれることは恐れら

れていた。たとえば、「極楽寺殿御消息」<sup>(18)</sup>には、

- 一、人の妻をば、心をよくよく見て、一人にさだむべし。かりそめにも其の外に妻にさだめて、かたらふ事なかれ。ねたましきおもひつもりて、あさましくあるべし。されば其の罪にひかれて、必ず地獄におとぬべき也。聖などの一生不犯なるはいかばし給ふ。一人を犯すだにも、仏性を断つ事うたがひなし。ましていかばかり罪深かるべき。六斎日・十斎に女に近づくべからず。此の日、子生ずれば、その身かたわにあるべし。又親の怨敵となる也。

という箇条がふくめられている。北条重時は、仏教思想の影響であろうか、妻にたいする貞節と仏教信仰、信仰にそむくことと障害児の誕生を巧妙に結びつけている。

「極楽寺殿御消息」における、このような理解と、さきの「父なし子」をくらべてみると、どういうことになるであろうか。犯してはならないものを犯した結果として、障害児が生まれるとされている点では共通している。しかし、その構図は、まったくことなる。「極楽寺殿御消息」では、信仰からの離反が障害児誕生の原因であった。宗教ならば、すくなくとも理論的には、そうした信仰を放棄しうる自由はある。「父なし子」では、女性が、「思ひたる人の付ざし(=恋人の飲み残しの酒)」を飲んだとき、あるいは大酒飲みの妻が「さかづきなしに引つかたぶけ呑まれたれば(=徳利から直接に酒を飲むこと)」というような女性の「反倫理行為」の結果として、障害児が誕生している。

つまり、「父なし子」にあっては、女性が「時代の倫理」にさからった結果として、その反しかたに見あった障害児が誕生している。こうした事例をみてみると、塚本学氏の、近世にむかって、「小農民に至るまで、夫と妻、一人の男性と一人の女性の結合というのが社会的に保障されていくという面と、それから、妻の夫に対する服従という面と二つが進行する」<sup>(19)</sup>という指摘を思いださずにはいられない。男への服従をもとめる「時代の倫理」は、奔放に酒を飲むことも、恋人とのふれあいも制限していったにちがいない。そうしたなかにおいて、そうした倫理からの離反の報いとして、障害児の誕生を位置づけているのである。そのぶんだけ、宗教からの離反の結果よりも「障害にたいする畏怖」が拡大・拡散されたといえる。

そして、このように「障害にたいする畏怖」がその拡散された程度に応じて、人びとの障害者にたいする人間としての友愛・信頼は引き裂かれ、さきに指摘したような人間的友愛は底流にしずめられていくことになり、そのぶんだけ人びとの胸中から忘れられていったことであろう。

#### 4. おわりに

定まった生業を持つ人（＝「よき人」）から除外されたなかでの差別と、そうしたなかでの障害者のありようを考えてきた。そのこととあわせて、民衆のなかには、なにかの形で存在していたであろう、障害者にたいする友愛が破壊されていく方向をさぐろうとしたのが本稿の目的であった。

こうした問題との関連で、もうひとつだけ検討しておきたいことがある。松山藩の『松山町鑑』には、天明4（1784）年の「総町中諸商売人并無商売人軒別高寄可差出段御沙汰」がおさめられており、松山町4,251軒の明細が記されている。このなかに、69軒が「無商売（本家27軒、借家42軒）」とされており、このなかに座頭25軒（本家9軒、借家16軒）と警女3軒（借家3軒）の合計28軒がふくめられている<sup>(20)</sup>。一軒をかまえてはいても、座頭・警女は「無商売」なのである。かれらが「無商売」とされた理由は、たぶん、座頭・警女が物貫一統とされていたからであろう。そういえば、町や村の高寄を記した史料は多いが、その多くには、座頭しか記されていない。

これらの事実は、障害者をもっとも象徴してはいないだろうか。「生業」をもっているも「無商売」とされ、いろいろな障害をもって多様に存在する障害者のうち、「生業」を持つ座頭・警女のほかは、きちんと把握される必要もなかった、こうした存在ではなかっただろうか。

人は、おそらく、たがいの生活基盤を対置しあい、そこから、たがいの「平等」を築いていくか、それとも、いわばたがいの「生の哲学」とでもいふべきものを共有しあうことで、たがいの人格的対等を確認めあうかの、いづれかによってしか、社会的にも、人格的にも、人としてのたがいの対等性を保持しえないのではないだろうか。

もし、このように考えることがゆるされるとするならば、『松山町鑑』が座頭・警女を「無商売」としているのは象徴的な事実ではないだろうか。このよ

うにされることで、「よき人」とつながるための、支柱の手がかりをなくして  
いたかに思える。そしておそらく、過酷なまでの差別は、こうした意味での支  
柱の手がかりの喪失の結果でもあったのだろう。

- 1) 生瀬克己「近世民衆と障害者」（同『「孤独」と「放置」の精神史——障  
害者たちの「近世」・年表編』解題）。
- 2) 法学者田中正明は、第二次世界大戦後における人権理論の特質について、  
18世紀以来の伝統的な消極的自由権とならんで、人間の基本的な必要をみ  
たすための各種の便益を国家にたいして要求しうる社会的・経済的権利が  
認められたこと、その結果、現代における権利の性格は「人間が何らかの  
地位・役割を占めていたり特定の能力をもっていたりすることによってで  
はなく、人間がただ人間であるということだけによって、無条件的かつ不  
可変的に、等しく保持するのが当然とされている権利であり、もともと何  
らかの法的その他の制度的規範に先立って、それとは独立に存在するとい  
う意味で、本来的に道徳的権利」であると要約している（田中正明『現代  
法理論』p.127～128）。
- 3) 国書刊行会編『近世文芸叢書』四（小説2）p.83～84。
- 4) 「阿房拵」というのは、『夕霧阿波鳴渡』（上）には、武士が両刀を没収  
され、追放されることとわかる。この『武道張合大鑑』（巻之二）によ  
ると、「大事の御用にたつべき武士の所行にあらず、しかるうへは俸禄を  
めしあげられ、縛首仰付らるべき所存ありて、大小を請取て阿房拵に仕るべ  
きよし」とある。「阿房拵」は武士にとっては、実質的には、「縛首」に  
もあたるということを知っているののであろうかとも考えるが、「阿波拵」  
に、それほどのことがあったのだろうか。
- 5) 「在方御法度」二（『藩法集』2・鳥取藩）p.317。
- 6) 「藤岡屋日記」第一（鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料・藤岡  
屋日記』第一巻 文化元年～天保七年）p.49。
- 7) 「街談文々集要」文化3年（『珍書刊行会叢書』二）p.73～77。
- 8) 「牧民金鑑」第四（『牧民金鑑』上巻）p.295。
- 9) 国書刊行会編『徳川文芸類聚』二教訓小説p.255～256。

- 10) 国書刊行会編『近世文芸叢書』四（小説2）p.531～532。
- 11) 「誹風・柳多留」五篇（『川柳集成』1）p.209。
- 12) 『新編・埼玉県史』資料編12・近世3文化p.860。
- 13) 『甲府市史』史料編・第4巻・近世Ⅲp.589。
- 14) 武藤禎夫・岡雅彦編『新本大系』第1巻p.293。
- 15) 武藤禎夫校注『元禄期・軽口本集——近世笑話集（上）』p.31。
- 16) 注2）にあるような、すぐれた人権理論の成立や、公的扶助を中心とする福祉の整備といったことがすすめられている現代ではあるが、医学の発達や社会環境の変化によって、末期医療や脳死の問題がおこってきており、いまもって、理論的にも現実的にも「あるがままの生命」の肯定にいたる道はけわしい。しかし、それでも人間の生命に軽重をつけないことを前提にするかぎりには、人間存在の未来のために、これの可能性をあきらめることはできない。
- 17) 武藤禎夫校注『元禄期・軽口本集——近世笑話集（上）』p.207。
- 18) 石井良助・鶴飼信成・滝川政次郎・古川哲史・奈良本辰也監修『古典大系日本の指導理念7 公務者の人生論①戦国指導者の資質と影響』p.44～71。中世のヒューマニズムにおいては、障害児を拒否することが、ヒューマニズムに反するという意識はなかったようである。障害児を拒否することと、「いかにも、人のため世のためよからんとおもひ給ふべし」といった意識が、矛盾なく両立しうるような世界が「中世」であったことにも注目しておきたい。あるいは、現に生きている障害者に保護をくわえることと、後日に誕生するかもしれない障害児を否定しようとする事とは、次元のちがった問題と意識されていたのかもしれない。いずれにしても検討を要するテーマであろう。
- 19) 網野善彦・塚本学・坪井洋文・宮田登「シンポジウム・歴史学と民族学——男と女・老人と子ども・衣食住と差別」（『列島の文化史』3）p.8。
- 20) 『日本都市生活史料集成』第3巻p.635～636。

（付記）

牧英正先生が今春に退官されると聞いた。牧先生には、私が先生と同じ大阪

市立大学の経済学研究科に在学していたころ以後、公私わたって、ご指導いただき、お世話になった。先生のご温情に報いることなく、今日までできてしまった。私の現代の充実を思うとき、ほんとうにありがたいと思っている。先生のいつにかわらぬ、ご健康とご健筆をお祈り申しあげること、これまでの多くにたいする感謝にかえさせていただくことをお許しいただきたい。